

伊賀市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和4年3月29日

伊賀市長 岡本 栄

伊賀市条例第1号

伊賀市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会意識の形成を促進し、もって市民が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。
- (4) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心ない言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(7) 関係機関等 国、他の地方公共団体その他の行政機関及び犯罪被害者等支援を行う民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等は、個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の特性及び原因、二次的被害の有無、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の事情に応じて適切に行わなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、関係機関等と連携し、犯罪被害者等支援に係る施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等支援に係る施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、第3条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域で支え合う重要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、市又は関係機関等が行う犯罪被害者等支援に係る施策に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連携調整を図るものとする。

2 市は、前項の規定による支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の支援)

第7条 市は、犯罪被害者等が犯罪により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、育児、介護その他の日常生活に必要な支援を行うものとする。

(居住の支援)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は犯罪被害者等の再被害及び二次被害を防止するため、市営住宅への優先的な入居その他の必要な支援を行うものとする。

(雇用の支援)

第10条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深めるとともに、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(市民等の理解の推進)

第11条 市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次的被害の防止の重要性その他犯罪被害者等支援に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第12条 市は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講じるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第13条 市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第14条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき又は犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

(個人情報の適正な管理)

第15条 市は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。